

室田二丁目地区道路整備行政指導指針

(目的)

第1条 この指針は、耕地整理事業で区画された室田二丁目地区の農地の宅地化に伴い、地区の幹線道路の整備に必要な用地を取得し、適切な幅員を確保することにより、居住者の利便性や防災性、並びに隣接する市街地との連続性を向上させることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 整備路線 別紙室田二丁目地区道路整備図に示すA・B・Cの路線をいう。
- (2) 計画線 整備路線の道路端の線（隅切りの端の線を含む。）をいう。
- (3) 中心線 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による道路中心線をいう。但し、A路線においては道路敷地と水路敷地を合算した南北の中点を結んだ線をいう。
- (4) 隅切り長 別紙室田二丁目地区道路整備図①～⑭に示す隅切りの斜辺の長さをいう。

(指導内容)

第3条 市長は、整備路線の土地に所有権を有する者に対し、後退用地（道路境界線と計画線の間存する土地をいう。）の市への譲渡、又は道路としての無償使用を指導する。

(計画線の位置)

第4条 各計画線の位置は、次のとおりとする。

(1) 整備路線A

- ア A-1区間 中心線から南側へ5メートル
- イ A-2区間 中心線から北側へ2メートル、南側へ3メートル

(2) 整備路線B

- ア B-1区間 中心線から北側に3メートル、南側に2メートル
- イ B-2区間 中心線から北側に3メートル、南側に3メートル

(3) 整備路線C 中心線から東及び西側にそれぞれ3メートル

2 隅切り長は、次のとおりとする。

- (1) ①から④及び⑭ 5メートル
- (2) ⑤から⑬ 3メートル

(事務の所管)

第5条 この指針に係る事務の主管課は、都市部都市計画課とする。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。